

# 交通機関の運休、インフルエンザ罹患等により学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

平成22年2月5日  
学 長 裁 定  
令和6年3月8日  
一 部 改 正

電気通信大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）等については、次のとおり取り扱う。

（定義）

第1 この裁定における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 休講 授業を取りやめることをいう。
- 二 出席に準じた扱い（公欠） 一定の条件を満たすことにより授業に出席したものとみなす取扱いをいう。
- 三 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（交通機関の運休等の場合等の取扱い）

第2 通学に利用する交通機関が運行休止になった場合等の休講、出席に準じた扱い等の取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合の取扱い）

第3 学生が感染症に罹患した場合の休業、出席停止、出席に準じた扱い等の取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

第4 学生の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できないときの出席に準じた扱いの取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

（学生が裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された等の場合）

第5 学生が裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された等の場合の出席に準じた扱い等の取扱いは、別紙4に定めるとおりとする。

（学生が教育実習・介護等体験を行った等の場合）

第6 学生が教育実習・介護等体験を行った等の場合の出席に準じた扱い等の取扱いは、別紙5に定めるとおりとする。

(学長が特に認めた場合)

第7 第2から第6までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度学長が定める。

(集中講義における取扱い)

第8 第2から第7までの出席に準じた扱い（公欠）については、集中講義には適用しないものとする。

附 則

この裁定は、平成22年2月5日から実施する。

附 則

この裁定は、令和6年4月1日から実施する。

## 交通機関の運休等【休講、出席に準じた扱い】

別紙1（第2項関係）

### 1. 休講

(1) 交通機関がストライキ、自然災害等により運休した場合

①午前6時現在、京王線（京王本線）が運休の場合、1、2限の授業は休講とする。

②午前10時現在、京王線（京王本線）が運休の場合、3、4限の授業は休講とする。

③正午現在、京王線（京王本線）が運休の場合、5限以降の授業は休講とする。

(2) 気象警報等が発表されて交通機関の運休等の恐れがある場合

台風等の警報状態が長時間続き、交通機関の運休等の恐れがある場合は、休講等の措置をとる場合がある。

※ただし、上記（1）、（2）の場合においても、実験科目については担当教員の判断により休講としない場合もある。

(3) 休講措置は、UEC 学生ポータルにより周知する。

### 2. 休講の際の代替措置

休講とした授業、試験は代替措置を行うこととする（原則として、1週間以内に UEC 学生ポータルにより周知する。）。

### 3. 出席に準じた扱い

休講の措置を講じなかった場合においても、交通機関の運休（例、人身事故などによる電車の遅延等）により通学が困難な場合は、欠席届（及び交通機関の運行休止を明らかにする書類を添付）による申し出により、出席できなかった授業を出席に準じた扱いとする。

## 感染症【出席停止、出席に準じた扱い】

別紙2（第3項関係）

### 1. 出席停止

学生が、次表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする。

種 類	病 名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

### 2. 出席停止の期間

出席停止の期間は、次表の期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとし、医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の 種類	出 席 停 止 の 期 間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。
第2種	第2種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）に罹患した者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。 イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等

<p>感染症を除く。)にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。</p> <p>ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。</p> <p>ハ 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。</p> <p>ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</p> <p>ホ 風しんにあつては、発疹が消失するまで。</p> <p>へ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。</p> <p>ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。</p> <p>チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。</p>
<p>結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。</p>

### 3. 出席に準じた扱い

出席停止となった期間に出席できなかった授業については、欠席届（医師の診断書（治癒証明書（コピー可））を添付）による申し出により、出席できなかった授業を出席に準じた扱いとする。

### 4. その他

本学の危機管理対策に基づき、感染症の感染拡大を防止する目的で休業とする場合がある。休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長及び副学長（教育担当）で協議の上、学長が決定するものとする。

#### (注) 新型インフルエンザに関する注意事項

新型インフルエンザの流行（平成21年度現在）により、治癒証明書の発行等について省略されることが多いため、インフルエンザについては当分の間、下記による取扱いとします。

- 1) インフルエンザの「疑い」と診断された場合についても、出席停止とする。
- 2) インフルエンザの「疑い」と診断された場合についても、出席に準じた扱いとする。
- 3) 解熱した後2日間経過するまで、外出、登校をしないこと。
- 4) 欠席届に添付する書類は、受診を確認できる書類（日付の確認できる処方薬の袋のコピー等）とし、治癒証明書を要しない。

## 忌引き 【出席に準じた扱い】

別紙3（第4項関係）

### 1. 忌引き

学生が、葬儀、服喪その他の親族の死亡に際して必要と認められる行事のため出席できなかった授業については、届出により、出席に準じた扱いとする。

### 2. 出席に準じた扱いとなる親族の範囲

- 一 配偶者、父母
- 二 子
- 三 祖父母、兄弟姉妹
- 四 伯（叔）父、伯（叔）母等

### 3. 出席に準じた扱いとなる期間

出席に準じた扱いとなる期間は、親族の死亡に際して必要と認められる行事が行われた日を含む次に掲げる期間とする。

なお、葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数とする。

- 一 配偶者、父母の場合 連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 二 子の場合 連続5日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 三 祖父母、兄弟姉妹の場合 連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間
- 四 伯（叔）父、伯（叔）母等の場合 1日（休日を含む。）

### 4. 出席に準じた扱いの届出

葬儀等の行事を終えた後、欠席届（会葬礼状等を添付）による申し出により、出席できなかった授業を出席に準じた扱いとする。

## 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された等の場合の 出席に準じた扱い

別紙4（第5項関係）

### 1. 出席に準じた扱いとなる期間

- ・裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った日
- ・裁判員として、裁判（公判、評議、評決）に参加した日

### 2. 出席に準じた扱いの届出

学生が裁判員候補者又は裁判員として裁判所へ行った日の後、欠席届による申し出により、出席できなかった授業を出席に準じた扱いとする。その際、裁判所が発行する証明書を添付することとする。

### 3. その他

学生が検察審査会の審査員又は補充員に選定された場合、もしくは学生が証人や参考人等として裁判所その他官公署へ出頭した場合、上記を準用することとする。

## 教育実習・介護等体験を行った等の場合の 出席に準じた扱い

別紙5（第6項関係）

### 1. 出席に準じた扱いとなる期間

- ・教育実習を実際に行った期間
- ・教育実習の事前打ち合わせ（ただし、授業を欠席しないよう日程調整をすることを原則とし、実習校側の事情によりやむを得ない場合に限る）
- ・介護等体験を実際に行った期間

### 2. 出席に準じた扱いの届出

学生が教育実習または介護等体験を行った日の後、欠席届による申し出により、出席できなかった授業を出席に準じた扱いとする。その際、証明書の添付は不要とする。ただし、教育実習の事前打ち合わせを行った日については、日程の分かる書類を添付することとする。

### 3. その他

学生が、インターンシップ科目として単位認定されるものとしてインターンシップ実習を行った場合、上記を準用することとする（インターンシップは、学域は「原則として5学期以降の夏季又は春季の休業中に行うが、所属類が特に指示する場合はこの限りではない」、研究科は「原則夏季休業中に実施する」とされている）。



## やむを得ない欠席の取り扱いについて

別途定める交通機関の運休等の公欠の他に、学生が以下に掲げる理由により授業および試験を欠席した場合は、教務課は当該授業および試験をやむを得ない理由により欠席したことを証明する書類を確認の上、欠席届を発行することができるものとする。

なお、この場合の欠席については、授業科目の担当教員の判断により、出席に準じた取扱いとすることがある。

### 1. 病気・怪我

添付書類：病院・医療機関が発行した領収書・診断書等

なお、出席停止となる感染症に罹患した場合は、公欠について定めた学長裁定の「感染症【出席停止、出席に準じた扱い】」を参照すること。

### 2. 課外活動

外部団体からの公式な要請に基づき世界大会レベルの大会等に選手等として出場する場合に限る。

添付書類：大会に出場したことを証明する書類等

### 3. 就職試験

就職活動のうち、採用試験に限る（会社訪問、企業セミナー・実習、内定者研修等は含まない）。

添付書類：企業や官公庁等が発行した証明書・通知等

### 4. 学会発表・海外研修

研究指導の一環として、発表者として学会発表・海外研修に参加する場合に限る。

添付書類：参加プログラム資料や参加証など、出席したことを証明する書類等

### 5. その他

学生本人の責によらない事由がある場合

添付書類：その事由が確認できる書類